

# 令和4年度 第7回行財政改革推進本部会議要旨

日時：令和5年3月22日（水）

午前10時19分～午前10時36分

会場：庁議室

## 【審議事項】

### 1 書面規制、押印、対面規制の見直し指針の改定について

本市においては、令和3年1月に「行政手続きに関する押印、書面規制等の見直し指針」を策定し、個人及び事業者が行う行政手続きにおいて、利便性の向上と簡素化のため、氏名欄の認印の押印について見直しを実施したところであるが、内部手続き及び対面規制についての見直しにまでは至っていなかった。

これまでの行政手続きのほか、内部手続きの慣例的な押印の廃止に加え、書面及び対面の規制を見直すことにより、デジタル技術の活用が可能となり、効果的で効率的な行政サービス等を推進し、今後の職員の定員適正化に対応した事務負担の軽減や効率性・利便性の向上を図ることを目的とし、指針を改定するもの。

#### (1) 主な内容

##### ア 見直し指針の構成内容

- ① 目的
- ② 用語の定義について
- ③ 押印が求められる趣旨・留意事項について
- ④ 押印の効力について
- ⑤ 押印見直しの判断基準について
- ⑥ 署名見直しの判断基準について
- ⑦ 書面・対面規制の見直しについて
- ⑧ 押印見直し等の進捗管理について
- ⑨ その他（決裁に係る押印等の見直しについて）

##### イ 見直しの時期

- ① 行政手続きについては、これまで同様、国・県等からの通知に基づき遺漏なく対応。
- ② 内部手続きについては、例規等の定めがなく、押印廃止に伴う代替手段が必要ないもの（慣例で押印しているもの）、については、担当課において様式を修正する等早急に見直しを実施し、必要であれば、周知する。
- ③ 内部手続きについて、押印廃止に伴う代替手段の検討が必要なもの（請求書、入札書等含む）、またデジタル技術導入等により全庁的に統一した運用が必要なもの、様式の簡素化を含む例規等の改正が必要なものについては、当該様式を管理している担当課において、令和7年度を期限に可能なものから早急に見直しを実施し、新

たな運用について整理され次第、実施時期等について、周知する。

**【見直しの流れ】**

- ① 押印の有無の確認
- ② 押印廃止の可否の確認  
併せて代替手段の必要性の確認（慣例的な押印なら代替手段も不要）
- ③ 押印廃止及び規制の見直しに伴うデジタル技術の活用を検討・導入
- ④ 例規等の改正の有無の確認
- ⑤ 上記①～④の確認の結果、準備が整ったものから、周知、運用

(2) 今後の予定

令和5年3月 指針改定について庁内へ周知  
関係課において随時見直し

令和5年6月 押印等の見直し状況について庁内照会

令和5年8月 行財政改革推進本部会議にて進捗状況を報告

**2 その他**

令和5年度の事務事業評価の本格実施について

事務事業評価及び復興企画部政策企画課で行っている施策評価等について、PDC A確立のため、スケジュール調整を行った結果、事務事業評価については年度当初に行う必要があるため、今週中に通知をお出しするので、評価表の作成についてご協力をお願いしたい。

また、作成にあたって、来週月曜日に所属長を対象とした説明会を実施するので出席についてよろしくをお願いしたい。

以 上